

ふぐ調理師免許制度の見直しについて

背景

国がふぐ処理者の認定要件の全国平準化を目的として示した「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年10月国通知）の発出を受けて、都のふぐ調理師免許制度について、見直しの検討が必要。

項目		現行の都の免許制度	国通知における認定基準
名称		ふぐ調理師	ふぐ処理者
受験資格		<ul style="list-style-type: none"> 調理師免許 ふぐ調理師の下での2年間以上の従事経験 	なし
試験内容	学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ふぐに関する一般知識 ふぐ条例及び同施行規則（以下「規則」という。）に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ふぐに関する一般知識 水産食品の衛生に関する知識
	実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ふぐの種類鑑別 ふぐの内臓の識別及び毒性の鑑別 ふぐの処理技術（調理技術を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ふぐの種類鑑別 ふぐの可食・不可食の区分（毒性鑑別） 臓器鑑別
他自治体からの受入要件		都と同等以上の試験内容である自治体の免許取得者で、調理師免許取得者かつ知事が行う条例及び規則に関する講習会を受講した者	国通知に基づき認定要件を定めている自治体のふぐ処理者は、原則、他自治体の認定要件を満たす。

検討課題及び検討にあたっての留意点

検討課題	検討にあたっての留意点
(1) 受験資格の廃止	受験資格から調理師免許を廃止する場合、調理師法第8条に抵触するため、ふぐ調理師の名称は変更する必要がある。
(2) 学科試験について	受験資格から調理師免許を廃止する場合、水産食品の衛生に関する知識について、国の認定基準を満たさなくなるため、学科試験において確認する必要がある。
(3) 実技試験について	国の認定基準では、調理技術は含まれていない。
(4) 他自治体からの有資格者の受入れにあたっての要件について	都は、他自治体と比較して、多種多様なふぐが流通しており、食用不可や種類不明のふぐも多く確認される等の地域特性がある（参考資料2）。

見直しの方向性（案）

- (1) 国の認定基準に合わせて、受験資格を廃止する。
（それに伴い、資格名称は変更する。）

<理由> 試験で確認すべき内容は、ふぐの取扱いに係る知識及び除毒等の処理技術であり、調理技術は必須ではない。認定の際に必要な知識及び技術は、試験により確認できる。

- (2) (1)とした場合、学科試験に水産食品の衛生に関する知識に係る内容を追加する。

- (3) (1)の理由から、国の認定基準に合わせて、実技試験から調理技術を除く。

- (4) 他自治体からの受入対象は都と同等以上の試験内容である自治体の認定取得者で、都の講習会（ふぐ条例及び規則並びに都内に流通するふぐに関する事）を受講した者とする。

<理由> 都の地域特性を鑑み、ふぐ条例及び規則並びに都内に流通するふぐに関する知識を他自治体から受け入れる有資格者に付与する必要がある。